

東京裁判と捕虜問題

内海愛子 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

1. 中国の東京裁判研究

2013年11月12-14日、中国の上海で「東京裁判国際シンポジウム」が開かれた。主催は上海交通大学、蘇州大学が協賛している。日本から荒井信一、粟屋憲太郎、小林元裕、芝健介、武田珂代子、豊田雅幸、中里成章、林博史、山田正行そして内海の10人、アメリカからデイヴィッド・コーエン、楊大慶、戸谷由麻の3人が出席、それぞれ報告を行った。中国の北京から程天權中国人民大学教授、歩平中国社会科学院研究員ら11人、南京から曹大臣南京大学教授ら4人、蘇州から王卓君蘇州大学教授ら4人、広州・南昌から張嵐暨南大学準教授ら2人、上海から高文彬上海海洋大学教授、馬徳秀上海交通大学教授ら33人が出席した。

上海交通大学の東京裁判研究センター（東京裁判の正式名称は極東国際軍事裁判）は、現在、裁判関係の資料収集や速記録の中国語訳などを進めている。学術顧問に日本から粟屋を招聘し、日本やアメリカ公文書館所蔵資料などの海外資料の収集も視野にしている。

東京裁判に判事、検事を送ったのは中華民国であり、1949年に建国された中華人民共和国は参加していない。法廷では向哲濬検事が「中国における戦争犯罪」の追及を行い、日本軍による蛮行の証拠書類を提出していた。日本軍が中国で何をしたのか、戦争犯罪の一部を明らかにした証拠である。東京裁判研究センターは中華民国が提出したこれらの書証の整理・分析にも取り組んでいる。

中国で現在、どのような東京裁判研究が進んでいるのか、その現状と問題意識を知るために、中国の報告者と報告タイトルを記しておく。

朱文奇「東京裁判による戦後国際法発展への影響」

歩平「東京裁判と“東京裁判史観”——東京裁判研究の方法論についての考察」

程兆奇「中国における東京裁判研究の新動向」

梅小侃・梅小璈「東京裁判の中国判事梅王璈」

向隆万「中国検察官向哲濬」

劉統「中国国民政府による抗日戦争後の対日裁判の概説」

陳新宇「東京裁判における量刑問題について——死刑投票の6：5の話を中心に」

王衛星「東京裁判に対する国民政府の姿勢分析——『中央日報』の記事を中心に」

曹樹基「国際条約とナショナリズム——東京裁判の秦徳純証言と証人尋問」

曹大臣「東京裁判の弁護側による中国共産主義脅威論」

程維榮「東京裁判における浦東電気会社の諸問題——法廷速記録と中国側資料から」

宦小嫻「東京裁判の弁護側による中国焦土抗戦論」

王選「東京裁判と日本の細菌戦（1）——速記録にあった日本軍細菌戦部隊及び関連活動」

楊夏鳴「東京裁判——戦犯の逮捕と釈放」

王震宇「東京裁判における偵察活動——国際検察局の活動から」

趙玉蕙「東京裁判速記録索引編纂からみる速記録の問題」

韓華「ニュース報道からの山下裁判」

高積順「東京裁判における東呉大学出身の法学者」

報告テーマは、中国における日本の戦争犯罪研究の広がりやうかがわせる。長年の研究を報告する碩学の報告者に交じって、エネルギーに満ちた若手の報告が続いた。若い報告者が感情

的な表現を使うと、参加していた中国人研究者から事実に基づいて客観的に報告するよとの厳しい批判もでていた。

近年、国際人道法や植民地責任論などの分野からも、東京裁判・BC級戦犯裁判にアプローチする研究が出されている。上海のシンポジウムもこうしたあらたな研究動向を反映していた。

以下は、同シンポにおける内海報告「東京裁判と捕虜問題」の概要である。報告は内海愛子・宇田川幸大解説・共編『東京裁判——捕虜関係資料』をもとに行った。とくに中国における記述は同書の宇田川解説に負うところが大きい。

2. 東京裁判と捕虜問題

日本が受諾したポツダム宣言の第10項に「吾らの俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加へらるべし」とある。英米中ソは、捕虜虐待を厳しく裁く方針を明らかにしていた。

アジア太平洋戦争の開戦直後から、連合国は日本軍による捕虜の処遇について、赤十字国際委員会や中立国を通して繰り返し抗議してきた。日本政府の回答の多くは、「詳細不明」、「該当事実なし」といったものであり、無視されたケースもあった。1944年10月22日には、ダグラス・マッカーサーが捕虜と一般抑留者に正当な待遇をあたえなければ、指揮官に直接の責任を負わせると警告、同月23日には南方軍総司令官寺内寿一大将に警告文を出していた。

東京裁判の被告28人（判決が下ったのは25人）は、第一類「平和に対する罪」、第二類「殺人」、第三類「通例の戦争犯罪及び人道に対する罪」の訴因で訴追されたが、捕虜虐待のような戦時国際法に違反した「通例の戦争犯罪」が審理の重要な位置を占めていた。「『戦争法規慣例違反の罪』以外の事後法」によって極刑者を出す「後世の批判をまぬかれない」ので、「死刑にするには何とか残虐行為に結びつけなければならないとの一般方針」が存在していたという。

「通例の戦争犯罪」の中でも、検察が特に力を入れた捕虜問題が、被告の刑を左右した。検察は捕虜虐待に関して約680の証拠書類を出し、68人の証人が証言台にのぼった（検察が提出、受

理された証拠は2282件）。判決文は検察のこうした追及を反映して、捕虜虐待に関する多くの事実認定を行っている。各被告が捕虜虐待にどう関わったのか、捕虜管理機構の中での行動と責任の立証が行われたのである。

検察は「最終論告」の中で「俘虜に関する最終論告」を独立した項目として取り上げ、これ以外の「通例の戦争犯罪」もここで一括して取り上げている。弁護側も「最終弁論」の中で「通例の戦争犯罪」を「俘虜」の項目で扱うことが多かった。「捕虜虐待」が大きなウエイトを占めていたのである。

捕虜虐待がどのように審理されたのか、以下、審理の過程からみてみたい。

3. 中国における戦争犯罪の立証

検察の立証は 第1部「一般段階」から第10部「個人追加証拠提出」の10段階にわけて行われた。

捕虜関係事件の証拠は、第2部「満州事変」、第3部「支那事変」、第9部「戦争法規違反、残虐行為」、第10部「個人追加証拠提出」で提出されている。証拠が網羅する地域は、南京、長沙、杭州、漢口、河北省、桂林、湖南省、香港、海南島、台湾、上海、満州にわたっていた。

中国の向哲濬検察官は、対民間人犯罪を重視していた。向検察官は、冒頭陳述「中国に於ける一般人其他に対する残虐行為及び阿片其他の麻薬使用の件」において、ここで取り上げるのは「一般人に対する数多くの残虐行為及び人道に対する多岐にわたる罪のうちごく一部のみ」であると前置きした。その上で、提出される証拠は「一般人に対する加害行為」が、殺人・虐殺、拷問、凌辱、そして財産の掠奪・劫奪・不法破壊を含んだものであることを明らかにするだろうと述べている。

南京事件については、現場の将校と東京の「統帥首脳部」の了知・同意の下に、「中国民衆のあらゆる抗戦意識を永久に減却しよう」と企図して、日本兵らによってなされた残虐行為であったと陳述している。

中国の向検察官は、「一般人」や「中国民衆」に対する戦争犯罪を追及しようとした。その陳述の中に捕虜に関する具体的な記述はない。捕

虜関係事件は「一般人その他」の「その他」の事件として付随的に扱われていた。

中国における戦争犯罪に関する証拠のうち、対民間人犯罪に関する証拠は150件、中国兵への虐待・虐殺の証拠は13件である。中でも南京事件が重視され、このうちの44件が同事件に関係した証拠である。他の地域については南京と類似する残虐行為が繰り返されていた点を示すという方針を採っていた。

1947年の国民政府行政院の報告によると1937年から1945年にかけて、軍人の死傷者数は352万0279名、民間人の死傷者は913万4569名にのぼった。中国の向検察官の追及は、このような民間人被害の大きさを反映していた。

中国兵を扱った証拠13件は、日中戦争の勃発した1937年から日本の敗戦までに行われた中国各地での捕虜関係事件について言及している。なお、武藤章（元中支那派遣軍参謀副長）は、尋問調書のなかで日中戦争期の日本軍の捕虜取扱いについて次のように述べている。

中国との戦争が「事変」として扱われていたため、捕えられた中国人は捕虜として取扱わないことになっていた。また、宣戦布告がなされていれば全ての中国人を捕虜として扱ったであろう。

宣戦布告した戦争ではなかったのに、中国人捕虜は国際法上の捕虜として扱わないというのが日本の方針だった。こうした方針から日本に強制連行された中国人捕虜は「華人労務者」として扱われたのである。

中国に関する審理では、中国に收容されていたイギリス軍やアメリカ軍などの捕虜に関する63件の証拠が提出されている。すなわち、上海や奉天などに開設された日本軍の捕虜收容所におけるイギリス軍、アメリカ軍捕虜への虐待、BC級戦犯裁判でも追及されたドーリット飛行隊処刑事件などに関する証拠である。これらの証拠は「戦争法規違反、残虐行為」（第9部）で提出されており、主にオーストラリア、イギリス、アメリカ、カナダ人捕虜の戦争被害を追及していた。

中国における捕虜問題では、中国人以外の捕

虜に関する事件が大部を占めていた。この中には先の上海・奉天だけでなく、台湾・海南島の收容所で行われた虐待・虐殺に関する証拠などがある。証拠書類は、捕虜にたいする虐待・虐待が、中国全土で長期間にわたって行われていたことを示していた。

4. フィリピンにおける戦争犯罪の立証

フィリピンにおける残虐行為の立証は、1946年12月10日から13日にかけて行われた。1946年12月10日、ペドロ・ロベス検察官が「一般C級犯罪及び比律賓に於けるB級C級犯罪に対する比律賓陪席検事の冒頭陳述」を行った。

ロベス検察官は、日本軍の戦争犯罪は偶発的なものではなく、日中戦争開始以来、アジア・太平洋地域全体で繰り返されていた点を強調している。その残虐行為は1937年の南京事件で初めて大々的に行われ、1945年のマニラ戦で最高潮に達したと指摘していた。各地で日本軍が行った集団虐殺、虐待、凌辱、そして私有財産の破壊は、「全部まったく同じ型のもの」であったとも述べている。フィリピンにおける戦争犯罪は、南京事件以来、日本軍が行ってきた戦争犯罪との連続性のなかでとらえられており、マニラ戦での残虐行為もその中に位置づけられていた。

捕虜関係の事件では、フィリピン人捕虜が個別に審理されるケースが極めて少ない。ロベス検察官の陳述は、前半部が対民間人犯罪を、後半部が捕虜関係事件を扱っていた。この捕虜関係事件の多くは米軍捕虜に関するものである。なかでも検察が最も重視したのは「パターン死の行進」であった。「パターン死の行進」以外の捕虜関係事件についての言及もほとんどアメリカ軍捕虜に関するものである。提出された捕虜関係の証拠は以下の3つに分類される。

- ①「パターン死の行進」に関する証拠・証言
- ②「パターン死の行進」以外の捕虜関係事件を扱った証拠・証言
- ③フィリピン全体に関する証拠

アメリカ陸軍省が作成した「戦争犯罪に依り死亡せる犠牲者／米国軍及フィリピン軍ならびに市民 判明せるもの及戦場別予想数」によると、アメリカ軍とフィリピン軍あわせて3万9258

名が、日本軍による殺人・残虐や拷問・虐待の犠牲になっている。

5. 日本軍の東南アジア（フィリピンをのぞく）における残虐行為

1946年12月16日（月）、オーストラリア連邦代表検察官A・J・マンスフィールド検察官がB級犯罪に関する冒頭陳述を行い、中国・フィリピン以外の地域において日本軍がおこなった捕虜、民間抑留者および占領地住民にたいする戦争法規および慣例に対する違反を取りあげた。

東南アジアにおける審理の主要な関心は、捕虜虐待が日本軍および政府の方針であることの立証におかれていた。各被告がこうした政策と捕虜取扱にどのような責任をもっていたのか、また、民間抑留者や占領地域住民への虐待の追及、立証も行われた。

検察官は、残虐行為の証拠書類を五部に分けて提出している。

- ①国際条約に関し、日本のとった保証の証拠
- ②日本軍により行われた残虐行為の証拠
- ③日本政府に対しておこなわれた抗議およびその回答の証拠
- ④一九四五年九月三日以降、日本政府のおこなった捕虜の待遇に関する公式報告
- ⑤戦争法規違反に対する被告らの責任を示す、被告およびその属僚の行為の証拠

各部で1929年7月27日の赤十字に関するジュネーブ条約、同捕虜に関するジュネーブ条約の問題を取りあげ、日本がジュネーブ条約を「適当に加減して適用する」と回答したことに言及していた。

残虐行為の証拠書類は、さらに次の21地域に分類して提出され、各地における捕虜、民間抑留者および現地住民への虐待を取りあげている。

- ①シンガポール
- ②ビルマ及びタイ
- ③香港
- ④台湾
- ⑤海南
- ⑥アンダマン及びニコバル
- ⑦ジャワ
- ⑧ボルネオ
- ⑨スマトラ及びバンカ島

- ⑩セレベス
- ⑪アンボン
- ⑫チモール
- ⑬ニューギニア
- ⑭ニューブリテン
- ⑮ソロモン、ギルバート、ナウルおよび大平洋諸島
- ⑯その他太平洋諸島
- ⑰インドシナ
- ⑱香港をのぞく中華民国
- ⑲海上輸送
- ⑳日本
- ㉑海上における残虐行為

これらいずれの地域においても日本軍は捕虜、民間抑留者及び住民にたいして、戦争法規を全く無視した行為をしていた。その虐待が類似性をもっていることから、行為が個々の日本軍の指揮官および兵の独立した行為の結果ではなく、日本軍および日本政府の一般方針の結果であったという結論が導き出せると述べている。

また、ほとんどの地区において、日本に連合軍が上陸したり、あるいは捕虜を奪還しようという計画があった場合、捕虜全部を殺すという計画があったという証拠がある、と述べている。また、若干の地域ではこの計画が実行に移された。また、直接の命令のない場合でも、おなじような計画が多く地域で準備されていた事実から、「捕虜の皆殺し計画」は捕虜を管理する者たちの方針の一部であったと結論できると陳述している。

ドイツ及びイタリアで捕虜になったイギリス人捕虜14万2319人のうち7310人が死亡（5.1%）したのに対して、日本軍の捕虜になったイギリス人捕虜5万0016人のうち1万2433人が死亡したことに言及。死亡率は24.8%と、ドイツ・イタリアの5倍にも上る死亡率を示して、日本軍の虐待を印象づけたのである。

こうした残虐行為の証拠は、「日本軍の残虐行為」の立証過程で提出され、証人が21人出廷した。検察官は21地域のどこにおいても、捕虜、民間抑留者、現地の住民に関する限り、戦争法規が全く無視されたことを強調している。

陳述では、日本は捕虜の取り扱いに関するジュネーブ条約の都合のよい部分のみを適用し、

「捕虜は何らの権利も有せず」という方針をとっていたこと、食糧および衣服に関して捕虜の国民的および人種的習慣を考慮しないで、基本的人権を無視してきたこと、シンガポールの陥落後、戦争法規に違反した多くの虐殺や殺人が行われたこと、病院の職員や患者が殺されたこと、降伏した負傷者が処刑され、武装していない捕虜は撃たれたり銃剣で刺されたり斬首されたことを述べている。

さらに中国人およびヨーロッパ人への虐待、住民の無差別殺害、1万6000人の捕虜の死亡、10万人以上の苦力（クリー）の死、泰緬鉄道建設の間の虐待、バターンおよび北ボルネオにおける死の行進、バンカ島におけるオーストラリア人看護婦およびその他の市民の大量虐殺、パラワン島の虐殺、ニューギニアのトル農園の虐殺、アンボン島ラハにおける200人の捕虜虐殺、ボルネオ島ロングナワン、バンジャルマシム、ポンティアナックおよびタラカンにおけるヨーロッパ人および住民の虐殺、ウェーキ島での殺人、沈没した船から生き残った者の殺戮など、捕虜および民間人の広汎な殺害があったことを指摘し、こうした虐待は被告が責任を負うべきであると陳述している。この後、具体的な残虐行為に関する立証が進められた。

6. 蘭領東インドにおける残虐行為

以下、蘭領東インドに関する立証の一部をみてみたい。

蘭領東インド諸島における残虐行為の立証は、1946年12月20日から翌年1月2日までの6日間にわたって行われた。蘭印地域をボルネオ・ジャワ・スマトラ・ティモールおよび小スンダ列島・セレベス・アンボン・ニューギニアの七地域に分け、各地域における捕虜の虐待、処刑、民間人抑留所における食糧の欠乏、住民・「労務者」への虐待を立証した。

ジャワにおける捕虜虐待の立証は、176件の証拠と証人5人によって行われた。立証では、各地域の冒頭で残虐行為の証拠の要約を提出し、主にこの要約文書を読み上げる形で進められ、時には各証拠の文書を朗読した。ダムステ検察官は各地域の立証に入る前に、重複を避けるために全地域に共通する「一般的な性質を帯びた若

干の事実及び情況」を提示して、蘭軍・連合軍の降伏（1942年3月9日）ならびに捕虜の収容・扱いの概略を述べている。

蘭印軍捕虜約3万7000人は、当初はかつての領土に開設された収容所に収容されたが、その後、1万4000人が泰緬鉄道建設の現場に、7800人が日本へ送られた。8500人が死亡、死亡率は23%にのぼった事実言及している。

蘭領ボルネオにおける残虐行為18件の証拠は、捕虜、民間人の殺害・拷問に関する書証である。ボルネオのバンジャルマシムでは、蘭領ボルネオ知事ハガ博士と国際赤十字の公式代表であるスイス人宣教師C.M.ヴィツシャー博士ら10数名の処刑事件が起きており、この証拠が提出された。ポンティアックでは憲兵隊・海軍特警隊によって抗日陰謀事件がデッチあげられ、スルタン（土侯）、オランダ人官吏、中国人、住民1000人以上が虐殺された事件がおきている。この証拠も提出されている。

証拠の中には、蘭軍情報部に所属する情報将校・日本語通訳のJ.N. ハイブルック大尉が執筆した「西部ボルネオにおける日本海軍警備隊による強制売春に関する報告書」も含まれている。

検察が提出した証拠文書を地域別にみると、ジャワにおける虐待の証拠が多い。これはオランダが捕虜だけでなくオランダ民間人にたいする抑留、憲兵隊による拷問を重視していたこと、「ロームシャ」として動員されたジャワ人、中国人などの虐待を取り上げていることによる。

立証は捕虜に対する残虐行為からはじまり、占領地の治安を担当していた憲兵隊がオランダ民間人を取調べ、拷問をおこなった証拠、軍抑留所における虐待、強制売春・強かんについての書証（中部ジャワのチェプーにおける強かん事件の書証も含まれている）、労働者として強制動員された苦力・ロームシャの書証などが出されている。ジャワの立証では、捕虜やオランダ民間人とともにアジア人「ロームシャ」への虐待が一部ではあるが取り上げられた。

スマトラの場合は、スマトラにおける残虐行為の証拠の要約、捕虜とオーストラリア看護婦への暴行、捕虜虐待、男性に対する性暴力の証拠文書、民間人抑留所、パレンバンにおける中国人医師への憲兵隊の拷問の証言、住民の強制労働の証拠が出されている。

日本軍は占領した東南アジアでどのような残虐行為を行ったのか。検察官が提出した証拠書類は捕虜収容所における残虐行為から日本軍の捕虜政策、捕虜取扱の制度、戦争法規慣例の解釈など広範囲に及んでいた。また、連合国民間人の処遇について、日本政府はジュネーブ条約にもとづいて処遇することを連合国に回答していた。だが、提出された証拠は、民間抑留者にたいして戦争法規慣例の違反が数多く引き起こされていたことを示しており、日本政府の回答の信憑性に疑問をもたせるものであった。

7. 弁護側の反証

弁護側の捕虜問題に対する方針は、フリーマン弁護人が行った冒頭陳述に端的に示されている。弁護側の主張は、①日本はジュネーブ条約を批准していなかったが、これを事情の許す限り「準用」した、②ジュネーブ条約の「準用」が出来なかった点があるとすれば、それは連合国側の潜水艦戦や爆撃によって日本側の船舶が撃沈され、輸送路が途絶されたためであった、③日本側は捕虜収容所の衛生・医療設備の改善や、虐待事件の実行者に対する懲戒処罰を行っていた、④食糧品・医療品不足は日本人も同じであった、⑤俘虜情報局が設置され、捕虜取扱の円滑化が図られていた、といったものであった。

弁護方針は、日本側が出来る限り捕虜や民間抑留者の保護に努めていたことを示しつつ、虐待の責任の一部を連合国側に転嫁するというものだった。また、各被告と現地で生じた虐待事件との関わりについては、被告は事件に関係なく、虐待防止に努めていたと主張している。

8. 最終論告と最終弁論

検察は最終論告で、これまで法廷に提出してきた証拠・証言に基づき、日本の政策決定や残虐行為について概要をまとめている。捕虜問題はこの中の「俘虜に関する最終論告」で言及されており、検察は被告と捕虜関係事件との具体的な関係について論及した。

中国における捕虜関係事件について直接的な

言及があった被告は、畑俊六、木戸幸一、木村兵太郎、松井石根、佐藤賢了、東條英機、梅津美治郎の7名である。松井が南京事件の責任を問われているが、これ以外に中国で生じた捕虜関係事件については、畑が追及されている。当時、支那派遣軍の総司令官であった畑は、多くの捕虜関係事件の責任を追及されることになった。

フィリピンにおける捕虜関係事件では、武藤章、重光葵、東郷茂徳、東條英機の4名が責任を追及された。武藤は当時の軍務局長として「パターン死の行進」の責任を問われている。検察は、「俘虜情報局から出た事及び俘虜収容所は彼の局の指導下に建てられ、捕虜に関する全ての重要事項は軍務局を経なければならなかった」と指摘した。また、武藤が第一四方面軍参謀長に就任中、フィリピン各地で残虐行為が展開されていたことについても言及した。東條は「パターン死の行進」の後に必要な善後策を講じなかったとして責任を追及されている。検察は、東條が捕虜の不法取扱いを知っていながら、フィリピンを訪れた際に何も検討しなかったと指摘し、事件に関し現地で如何なる処置がとられていたかについて調べもしなかったと述べている。

他の東南アジアにおける事件に関しては、板垣、木村、岡、嶋田、東條について言及がある。検察は、東條に対する最終論告で「俘虜及び一般抑留者に関する東條の責任」という項目を設けて、東條の「通例の戦争犯罪」について整理している。①陸軍大臣、参謀総長、外務大臣、内務大臣としての行政的責任を負うこと、②首相兼陸相として俘虜処罰法の公布に関する件に政治的責任を負うことを指摘した上で、ランゲーンでの捕虜虐待、泰緬鉄道の建設に関連した残虐事件、そして「東條政府時代における広汎なる残虐行為」などについて述べた。これらを踏まえ、検察は東條には自身が認める以上に管理上の責任があったと指摘した。どのようなことが行われていたかを承知し、あるいは承知すべきであった後にも、このようなことが続いて起こるのを見逃していたためであると述べている。

検察の最終論告の後、弁護側が最終弁論を行

っている。捕虜問題に関する弁護側の主張は、被告が責任を転嫁し合う錯綜したものになっていった。裁判の経過とともに、被告達はいわゆる「国家弁護」から「個人弁護」へと傾倒したことがよく指摘されるが、捕虜問題に関する弁明はその典型であった。

9. 判決と捕虜関係事件

1948年11月4日、再開された法廷で判決文の朗読が開始され、11月12日に刑の宣告が行われた。

判決は、A部、B部、C部に別れており、捕虜問題を含む残虐行為については「B部 第八章 通例の戦争犯罪（残虐行為）」で判決が下されている。

判事は「通例の戦争犯罪」の中でも特に捕虜関係事件について多くの項目を設けて言及している。判決は数多くの捕虜関係事件について事実認定を行っているが、多くは検察の主張をそのまま認めるものであった

審理過程において大きな争点となった事件について、判決は以下のように言及している。

中国での捕虜取扱いに関して、判事は日本政府が柳条湖事件以降の中国との戦いを戦争として認めることを拒み、「事変」と称していたことを指摘、それを口実に戦争法規は適用されないと軍当局が主張したと述べた。そして、「戦闘で捕虜となったものに、捕虜としての資格と権利を与えることを陸軍は拒否した」と認定している。また盧溝橋事件以降、政府と陸海軍が戦時態勢を整えていたにもかかわらず、日中戦争が「事変」として取扱われ、戦争法規が無視されたと結論付けている。南京事件については、捕虜3万人以上が殺されたと述べた上で、これらの捕虜は「裁判の真似事さえ行われなかつた」と断じている。

「バターン死の行進」については「死の行進」という項目が設定され、詳細な事実認定がなされている。判事はこの事件を重大視していた。この判決は、東條に関する記述が多いのが特徴である。「このような残虐行為は、太平洋戦争を通じて繰返されたのであるが、それはバターンにおける本間中将の行為をとがめなかつたことの結果であると解するのが妥当である」としている。この事件以外の「他の強行軍」の項目

で、ニューギニアのウエワク、ブット、アイタペの間で行われたインド人捕虜の行進と、ラナウ行進についても記述がある。

泰緬鉄道に関する事件も「バターン死の行進」と同じく、「泰緬鉄道」という独立した項目を設けている。そこで、捕虜の処遇について日本側が無関心であったことを指摘している。

日本のジュネーブ条約を準用するとの回答について、弁護側が行った弁明には極めて厳しい見解を示している。判決は「(ジュネーブ条約『準用』の)条件に何らかの解釈を加えて、残虐行為を正当化しようとすることは、『準用』という言葉を挿入することによつて、基本原則として人道的な取扱いを定めている条約に従うような風を装い、この仮面のもとに、甚だしい野蛮行為をしても、日本軍は罰を受けずにすむであろうと主張するのと、少しも異ならないであろう。このような主張は、もとより容認することができない」と、弁護側の弁明を否定した。

多くの捕虜関係事件に関する事実認定を終えた後、判決は第八章最後の項目である「捕虜と一般抑留者に対する虐待の黙認と隠蔽」で、次のように述べている。

日本政府は捕虜と民間抑留者の待遇に関して罪のある者を十分に処罰せず、彼らに対する虐待を黙認した。また、利益保護国代表の收容所訪問を禁止・制限し、捕虜や民間抑留者の名簿の利益保護国への送付を拒否した。彼らに関する報道も検閲した。そして降伏時に「罪があることを示す一切の文書」の焼却を命令し、捕虜と民間抑留者の虐待と殺害を覆い隠そうとした。

判事は、日本政府が捕虜虐待や民間抑留者に対する残虐行為を黙認・隠蔽したと判断したのである。なお、判決では捕虜問題の主たる責任が陸軍に負わされている。だが、外務省などの他の非軍事組織も捕虜政策に関与していたのかについて、判決は詳しく言及していない。

検察の立証、審理の過程は、連合国側がいかにか捕虜虐待に強い執着をもっていたのかを物語っている。東京裁判の審理は、多くの戦争犯罪のうち捕虜問題の解明に力点を置いておこなってきた。だが、追及には問題点もあった。

審理で追及された捕虜関係事件には明らかに

偏りがあった。証拠書類の多くは、連合国の「白人」捕虜の戦争被害を訴えるものであった。日本は30万に及ぶ捕虜を「白人捕虜」と「アジア人捕虜」に分類し、後者を一部、解放したり、労働者に転用していた。

敗戦時まで「捕虜」として収容し、使役したのは連合国の「白人捕虜」だった。これが証拠の偏りを生んだ一因である。検察と判決が扱っている証拠や証言は、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアなどの捕虜に関する事件が多く、インド兵、フィリピン兵、中国兵、蘭印のアンボン兵など植民地兵が個別に言及されたケースは少ない。対民間人犯罪についても同様である。検察が特に力を入れて追及したのは、連合国の「白人」捕虜と民間人の被害だったといえよう。

また判事団は判決のB部第七章「太平洋戦争」において次のような認識を示している。

フィリピン諸島は、戦争の期間中は、完全な主権国ではなかつた。国際関係に関する限り、それはアメリカ合衆国の一部であつた。フィリピン諸島の人民に対して、侵略戦争が遂行されたことは、疑問の余地のないところである。理論的正確を期するために、われわれは、フィリピン諸島の人民に対する侵略を、アメリカ合衆国に対する侵略戦争の一部であると考えことにする（強調点は筆者）。

判決はフィリピンの被害をアメリカの一部とみなしていた。東京裁判は連合国の植民地だった地域における日本軍の戦争犯罪を取り上げているが、そこには時には「宗主国」の立場が反映されていた。

なお、2014年1月14日新華社電は、吉林省古文書館が最近公開した日本軍の文書「関東軍特殊労働者処理規定」を紹介している。新華社電によると、関東軍は華北に駐屯する日本軍から移管された捕虜や投降した兵士を「特種労働者」と称して軍の労働者として使い、華北・蒙疆地区で捕らえられた捕虜や投降兵を「輔導労働者」として満州国に引き渡した。これら「特種労働者」や「輔導労働者」は日本軍の極秘軍事施設の建設に従事させられ、鉄条網による隔離

や拘禁、監視などの極めて残酷な管理拘束措置を取られていた。

こうした捕虜の扱いは、東京裁判で審理されていた中国人捕虜を「捕虜」として扱わないという日本の方針によるものであった。新資料の発見は、中国における東京裁判研究に新たな課題を提示した。

参考文献

- * 『極東国際軍事裁判速記録』全10巻、雄松堂書店、1968年。
- * 東京裁判ハンドブック編集委員会『東京裁判ハンドブック』青木書店、1989年。
- * 内海愛子『日本軍の捕虜政策』青木書店、2005年。
- * 伊香俊哉『満州事変から日中戦争へ』吉川弘文館、2007年。
- * B・V・A・レーリンク、A・カッセーゼ編／序、小菅信子訳『東京裁判とその後—ある平和家の回想』中央公論新社、2009年
- * 吉見義明監修、内海愛子・宇田川幸大・高橋茂人・土野瑞穂解説・編『東京裁判—性暴力関係資料』現代史料出版、2011年。
- * 内海愛子・宇田川幸大解説・共編『東京裁判——捕虜関係資料』現代史料出版、2012年。